



平成 18 年 5 月 16 日

各 位

株式会社 MARUWA

代表取締役社長 神 戸 誠

(コード番号: 5344 東証・名証第一部)

問合せ先 取締役経営企画室長 永光 哲也

電話番号 0561-51-0839

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

単元未満株式を保有する株主の権利を明確化するために、規定を新設する。

インターネットによるアクセスの利便性を考慮して、株主総会参考書類等を周知性の高い方法で開示することができるよう必要な規定を新設する。

社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設する。

会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行う。

2. 定款変更の内容

別紙の新旧対照表をご参照下さい。

3. 日程

(1) 第 33 期定時株主総会開催予定日 平成 18 年 6 月 27 日

(2) 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 27 日

以 上

新旧対照表

現行定款	変更案
(新設)	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事情により電子公告ができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、2,600万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減ずる。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2,600万株とする。
(新設)	(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2 当社は、1単元の株式に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこのかぎりでない。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。
(新設)	(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増し) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	(単元未満株式の買増し) 第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議に基づき、予め公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。	(削除)
(名義書換代理人) 第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2 当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会において選定する。	(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

現行定款	変更案
<p>3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程) 第11条 当社の電磁的方法による議決権その他の株主権の行使等に関する取扱い、発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、届出の受理その他株式に関する取扱いまたはその手数料については、本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(招集の時期) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要に応じて、取締役会の決議に基づき招集する。</u></p>	<p>(招集) 第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要あるときに随時これを招集する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(招集権者および議長) 第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、議長となる。</u> 2 取締役社長に事故がある場合は、<u>予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。</u></p>	<p>(招集権者および議長) 第16条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議の方法) 第14条 当社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもって決する。</u> 2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p>	<p>(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使) 第15条 当社の株主は、議決権を有する当社の他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 2 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に、<u>当社に提出しなければならない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> 2 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議事録) 第16条 当社の株主総会の議事は、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名捺印し、または電子署名を行う。</u> 2 前項の議事録は、その原本を10年間本店に備置く。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第17条 (条文省略)	(員数) 第20条 (現行どおり)
(取締役の選任) 第18条 当社の取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。 2 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (新設)	(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(任期) 第19条 当社の取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(代表取締役) 第20条 当社の代表取締役は、取締役会において選任する。 (新設)	(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。	(削除)
(顧問および相談役) 第22条 当社は、取締役会の決議をもって、顧問および相談役各若干名を置くことができる。	(顧問および相談役) 第24条 取締役会は、その決議によって、顧問および相談役各若干名を定めることができる。
(取締役の報酬) 第23条 当社の取締役の報酬は、株主総会において定める。	(削除)
(取締役会の招集および議長) 第24条 当社の取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。 3 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 4 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。 (新設)	(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (削除) (削除)
(新設)	(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
(新設)	(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役会規程) 第25条 当社の取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。	(取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

現行定款	変更案
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第26条 当社の取締役会議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名捺印し、または電子署名を行う。</p> <p>2 前項の議事録は、その原本を10年間本店に備置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の数)</p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p>(員数)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 当社の監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第29条 当社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、監査役の補欠者をあらかじめ選任(以下「予選」という)することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>3 予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠により就任した監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。</p> <p>3 前条に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第32条 当社の監査役の報酬は、株主総会において定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 当社の監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会議事録)</p> <p><u>第35条 当社の監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印し、または電子署名を行う。</u></p> <p><u>2 前項の議事録は、その原本を10年間本店に備置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の実任免除)</p> <p><u>第37条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>(営業年度および決算期)</p> <p><u>第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日を決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p><u>第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p>(利益配当金)</p> <p><u>第37条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対して支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(中間配当金)</p> <p><u>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対して、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p><u>第40条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第39条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>